

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	保険給付の支払の一時差止
根拠法令等及び条項	介護保険法第67条
根拠条項	介護保険法第67条
参考事項	介護保険法施行令第32条 介護保険法施行規則第103条～第106条
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市町村は、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>3 市町村は、前条第1項又は第2項により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。</p> <p>4 令第30条の規定は、法第67条第1項(1)及び第2項(2)に規定する政令で定める特別の事情について準用する。</p> <p>5 法第67条第1項の厚生労働省令で定める期間は、1年6月間とする。</p> <p>6 令第32条第1項において準用する令第30条第3号に規定する厚生労働省令で定める事由は、規則第100条第1号から第3号までに掲げる事由とする。</p> <p>7 法第67条第1項又は第2項の規定により市町村が一時差し止める保険給付の額は、当該要介護被保険者等に係る滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。</p> <p>8 市町村は、法第67条第3項に規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該要介護被保険者等に通知しなければならない。</p>

- (1) 法第67条第3項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨
- (2) 一時差止に係る保険給付の額
- (3) 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限